

令和6年度第1回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和6年4月5日（金）
13時30分～14時45分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 802会議室
3. 出席委員 22人

会 長	23番	長谷 幹夫			
会長代理	22番	金田 修一	24番	金木 洋子	
委 員	1番	各川 豊章	2番	茂 清志	
	3番	加藤 輝夫	4番	国谷 晃	
	5番	中村 敏	6番	大道 勝則	
	7番	木下 幸雄	8番	北森 康雄	
	10番	森川 重光	11番	北山 久雄	
	12番	岡上 隆	13番	森田 高雄	
	14番	杉林 清則	15番	熊南 昭浩	
	16番	山崎 修	17番	西田 清範	
	18番	林 作三	19番	古田 茂	
	20番	大橋 芳信	21番	山崎 巖	
4. 欠席委員 1人 9番 坂井 義彦
5. 議 題

議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第5号	非農地証明書の交付について
報告事項第1号	農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項第3号	農地法第5条の規定による許可の取消しについて
報告事項第4号	農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

議 事

事 務 局 本日の月次総会につきましては、坂井委員から欠席届があり、13時30分現在、出席委員数は23名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会 長 それでは、ただ今より令和6年度第1回富山市農業委員会月次総会を開催します。

会 長 それでは、議事に入ります。
本日は、議案4件、報告事項4件がございます。
本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会 長 それでは、私の方から指名させていただきます。3番加藤委員、4番国谷委員、両委員にお願いしたいと思います。

会 長 それでは、議案の審議に入ります。
議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします

事 務 局 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案書は1ページから6ページまでです。

今回の申請件数は、13件で、申請面積は22,304.20㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類について説明します。議案書2ページをご覧ください。

1番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は、隣接農地の耕作者です。以前から申請農地に賃借権を設定し、耕作しており、引き続き、水稻を栽培する予定です。

2番は、耕作不便のため、贈与により弟から兄へ所有権を移転するものです。譲受人は、以前から申請農地を耕作しており、引き続き、じゃがいも等を栽培する予定です。

3番は、労働力不足のため、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は、以前から同住所・別世帯である父と家族経営を行っており、経営面積等は、父の分が記載されています。申請農地では、水稻とビニールハウスでネギを栽培する予定です。

議案書3ページをご覧ください。

4番は、耕作不便のため、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は、隣接農地の耕作者です。申請農地では、トマト等を栽培する予定です。

5番と6番は同一の譲受人の案件です。耕作不便のため、所有権を移転するものです。譲受人は、近隣農地の耕作者で、申請農地の付近にある農機具格納庫を拠点に、ブルーベリーを栽培する予定です。なお、先月の令和6年3月5日総会時に申請農地の周辺農地、35筆分について審議済みです。

7番は、耕作不便のため、所有権を移転するものです。申請農地では、大根、じゃがいも等を栽培する予定です。

譲受人は新規農家です。申請農地の隣接地にある宅地と建物を譲渡人から購入予定とのことです。

譲受人は、農業経験は、ないとのことですが、知り合いの農家や両親からの情報を活用しながら、耕作を行いたいとのことです。

議案書4ページをご覧ください。

8番は、労働力不足のため、贈与により所有権移転をするものです。農地所有適格法人である譲受人は、以前から申請農地に賃借権を設定し、耕作しており、引き続き、水稻を栽培する予定です。

9番は、経営の縮小のため、所有権を移転するものです。譲受人は、近隣農地の耕作者です。申請農地では水稻を栽培する予定です。

議案書4ページの10番と5ページの11番は、同一の譲受人です。労働力不足のため、隣接する農地について、贈与及び売買により所有権を移転するものです。譲受人は、酪農家で、申請農地では、牧草を栽培する予定です。

12番は、労働力不足のため、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は、近隣農地の耕作者です。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

13番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は、隣接農地の耕作者です。申請農地では、水稻を栽培する予定です。以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員及び事務局から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第3号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は7ページから16ページになります。

今回、4条申請は、1件、5条申請が14件、計15件、面積は44,564.91㎡です。それでは、議案書8ページをご覧ください。最初に農地法第4条申請の内容についてご説明いたします。位置図及び許可基準も併せてご覧ください。

4条申請1番は、八尾地域杉原東部地区において、農機具格納庫を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、既存の農機具格納庫が手狭であることから隣接地において新たに農機具格納庫を整備し、農業の効率化を図るものでございます。申請地は一部雑種地化されており始末書の添付がでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は農用地区域内農地、許可基準は農業用施設を適用しております。

議案書9ページをご覧ください。

5条申請1番は、蜷川地区において、一般住宅を建設する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、市内の共同住宅にて生活しておりますが、手狭であることから、既存宅地の隣接農地を含んだ敷地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は、一部雑種地化されており、始末書の添付がでございます。申請地は、鉄道の駅から500mの範囲にあることから農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

議案書は9ページから10ページになります。

5条申請2番は、山室中部地区において、砂利採取業者による陸砂利採取の一時転用の計画でございます。申請地は、農業振興地域の農用地区域内ですが、砂利採取業者が砂利の採取後、直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断できることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。この案件については3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。期間は許可日から2年間となっております。

議案書11ページをご覧ください。

5条申請3番は、広田地区において、資材置場及び駐車場を整備する計画でございます。申請人の〇〇は、主に産業廃棄物の収集、運搬や土木工事業など行っております。転用の概要といたしましては、近年、解体業務が急増しており、それに伴い、人員や重機等の車両、資材置場の確保が急務となっていることから隣接地において、新たな資材置場及び駐車場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

5条申請4番は、八幡地区において、資材置場を整備する計画でございます。申請人の●●は、主に鉄工製品の製造・販売を行っております。転用の概要といたしましては、これまで順調に業績を伸ばしており、コロナ禍からの経済回復基調もあって受注が急増しており、それに伴い、製品資材を増加する必要があること、既存地に余裕がないことから、隣接地において資材置場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから、農地区分は1区画2,500㎡以上の農地については、甲種農地、それ以外は、第1種農地であり、許可基準は両区分とも既存地拡張を適用しております。この案件については3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。

議案書12ページをご覧ください。

5条申請5番は、八幡地区において、農道・農業用排水路を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、5条申請4番でご説明した案件に関連するものであり、資材置場の整備のため、●●と申請地の間にある農道及び農業用排水路の付け替えに伴い今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから、農地区分は農用地区域内農地、許可基準は農業用施設を適用し

ております。

議案書 13 ページをご覧ください。

5 条申請 6 番は、八幡地区において、墓地を整備する計画でございます。申請人は宮尾集落の△△でございます。転用の概要といたしましては、近隣の集落から墓地を建てたいという相談が増加しており、それに伴い、申請地において墓地経営をするため今回申請されたものでございます。申請地は一部雑種地化されており始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5 条申請 7 番は、古沢地区において、駐車場を整備する計画でございます。申請人の▲▲は、主に自動車整備事業を行っております。転用の概要といたしましては、既存地が業務車両で飽和状態であり、従業員駐車場が不足していることから、申請地において駐車場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は一部雑種地化されており始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5 条申請 8 番も、古沢地区における▲▲の案件でございます。転用の概要といたしましては、現在認定工場として車両の整備、修理、車検等を行っておりますが、事業を拡大し、指定工場の指定を受けるにあたり完成検査場の設置が必要であることから、工場建設のため今回申請されたものでございます。申請地は一部雑種地化されており始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

議案書 14 ページをご覧ください。

5 条申請 9 番は、古沢地区において貸資材置場を整備する計画でございます。申請人は、5 条の 7 番、8 番で説明いたしました▲▲の元代表取締役であります。転用の概要といたしましては、現在、資材置場として使用していた資材置場が違反転用状態であることが発覚し、代替地として今回申請した自動車修理工場の隣接地に資材置場を整備するため今回申請されたものでございます。現在使用している資材置場については、資材置場整備後、農地に原状回復します。申請地は一部雑種地化されており始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5 条申請 10 番は、水橋三郷地区において農家住宅を建築する計画

でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、市内の共同住宅にて生活をしておりますが、実家の農業を継ぐため、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は一部雑種地化されており始末書の添付がございます。申請地は、白岩川、宅地で囲まれた10ヘクタール未満の農地の集団規模であり、過去に土地改良事業が実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

5条申請11番は、大沢野地域大沢野北部地区において、工場敷地を整備する計画でございます。申請人の□□は、主に地質調査やボーリング工事を行っております。転用の概要といたしましては、現在所有しているボーリングマシンや、掘削用ドリルなどの大型機械を整備する修理工場を整備し作業の効率化を図るため今回申請されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地であることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。この案件については3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。

議案書15ページをご覧ください。

5条申請12番は、大山地域大山地区において、農業用施設及び農作業場を整備する計画でございます。申請人の■■は酪農業を営んでおります。転用の概要といたしましては、申請地は昭和49年から牧場の牛舎の敷地、作業場、放牧地として使用されておりましたが、地権者の相続により、敷地の登記地目を調査したところ、地目が畑であったことから、今回、地目を是正するため申請されたものでございます。申請地は一部雑種地化されており始末書の添付がございます。申請地は、林地で囲まれた10ヘクタール未満の農地の集団規模ではありますが、農業振興地域内の農用地に指定されていることから、農地区分は農用地区域内農地、許可基準は農業用施設を適用しております。この案件については3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。

議案書16ページをご覧ください。

5条申請13番は、大山地域福沢地区において、一般住宅敷地を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、中古住宅を購入したところ、住宅敷地の一部が違反転用状態であることが発覚し、今回是正のため申請されたものでございます。申請地は一部雑種地化されており始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請14番は、八尾地域保内西部地区において、ゲストハウス

敷地を拡張する計画でございます。申請人は、平成20年から既存地において体験型宿泊施設の運営を行っています。転用の概要といたしましては、年々、利用者が増加しており、今後、アロマ教室や屋外集会場を整備し事業を拡大することから、敷地拡張のため今回申請されたものでございます。申請地は一部雑種地化されており始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員及び事務局から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請及び事業計画の変更について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

◇ ◇ 委 員 以前、宗教法人に携わっていたが、墓の敷地は1つあたり1坪ほどで今回の転用許可の申請面積は約300坪であるので、そのことが少し気になった。

墓地の経営に際し、墓地埋葬に関する法律というものがあり、区域の変更があった場合はその許可も必要であるし、宗教法人法で墓地経営をする際には、規則のなかで明記しなさいという規定もある。

それら他法令の手続きと今回の5条許可申請について関連性について、考慮する必要があるのか確認したい。

宗教法人法において、経営する墓地が、その地域の住民のものであれば認められるが、不特定多数の人を対象としたものであれば認められない場合もあり、その墓地の目的を明記する必要性がないのか確認したい。現地を確認したところ、近くに集落墓地があったため、そのように思った。

次に、始末書についてであるが、これはどのようなものか説明していただきたい。

事 務 局 それでは、5条の6番の墓地整備についての許可申請について説明したいと思います。農地転用許可の判断基準として、許可基準と一般基準があります。許可基準は、申請された農地の農地区分では、どのような転用目的であれば許可できるかという基準であり、一般基準は

農地区分にかかわらず適用される基準となり、一般基準の中に、他法令で許可見込みがなければ、農地法でも不許可相当として扱うというものがあります。

今回の墓地整備における他法令とは墓地法を指しますが、墓地法の許可申請を受け付ける環境保全課と調整をとり、墓地法でも許可見込みであることを確認したうえで、月次総会の農地転用許可の審議にかけたものです。

次に、始末書につきましては、違反転用となっている場所について、現時点の農地法では、農地転用の許可基準がある場合は、追認が認められており、許可基準がない場所については原状回復しか認められておりません。今回の申請件数15件の内、約8割の申請に始末書が添付されていますが、相手方の違反転用に至った経緯の説明と反省、農業委員会側からの指導の意味を込めて添付を依頼しているものです。

説明は以上です。

◇ ◇ 委 員 目的の明記について、規則に記載はありますでしょうか。

事 務 局 それについてはわかりかねます。

◇ ◇ 委 員 わかりました。余談ですが、申請された宗教法人の商業登記簿を確認すれば、事業目的を確認できると思われます。

会 長 ほかにご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

会 長 ほかにご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第3号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

なお、24ページの59番と60番は、◆◆委員及び同ページの61番は▽▽委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

- 事務局 議案第4号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。
議案書のページは、17ページから34ページです。
議案書17ページをご覧ください。
今回の申請件数は141件あり、年区分は、1～2年が7件、3～5年が41件、6～9年が13件、10年以上が80件です。設定面積は、663, 772. 88㎡です。
続きまして、案件についてです。18ページをご覧ください。18ページ1番から23ページ52番は、農地中間管理機構を通すものであります。23ページ53番から34ページ141番が相対でございます。
以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法 第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。
以上でございます。
- 会長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、59番と60番及び61番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。
- ▼▼委員 旧農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定の終期について、以前、令和7年の3月で無効になると聞いたが、今回の議案にある、10年以上の利用権設定はどのように扱うのか。
- 事務局 地域計画の策定日または令和7年3月31日のいずれか早い日までに設定された利用権については、契約期間満了までは有効となります。
- 会長 ほかにご意見、ご質問等はありませんでしょうか。
- ★★委員 借手の方で、一部、農地管理の悪い方がおられて、今回の申請でも名前が挙がっている。そのことについて、農業委員会は関与しないのか。要件さえ満たしていれば、現地の農業委員の意見は聞かないのか。
- 事務局 窓口では、常時従事要件の150日以上農業に従事されるか、実際に農機具をお持ちかということ等を確認させていただくのですが、担当地区の農業委員や推進委員の方に相談する、あるいは、現地確認を行うということはしておりません。
- ★★委員 以前、賃借権を設定して農業を始める方がおられた際に、地元の生

産組合長の同意書を持ってくるように言われたが、それは法人のみのことなのか。

事務局 法人、個人を問わず、新規に農業に参入される際は、地元の生産組合長の同意書を依頼しています。

★★委員 つまり、継続の方については同意書を求めているということか。

事務局 その通りです。

★★委員 わかりました。私自身、農業を行っているので、今回の申請者の中に、問題があると思われる方がいると思い、質問した。長谷会長はどのように思われるか。

会長 私も他者から農地を預かり耕作を行っている身なので、そのようなことは無いとも言えない。今すぐこの場で結論は出ない話なので、それらの課題をどう対処していくか、検討する時期に来ているのではないかと考えます。事務局はどのように考えるか。

事務局 今回のご意見は、市長部局にも申し伝えたいと考えます。問題のある法人や個人を特定できるのであれば、市長部局に意見を提出する際に個別に申し伝えたいと考えます。

★★委員 農業者の特定については差し控える。

事務局 では、農地の管理について問題のある法人、個人がいるということから、適正管理の確認方法についての検討を要する旨をそえて市長部局に意見を提出したいと思います。

▼▼委員 将来的に相対が無くなって、公社を通して農地を貸し借りすることになると思われるが、その際、農業委員会では、貸手から公社へ農地を貸すことのみを審議するのか。そうなった場合は公社がだれに農地を貸すのかを把握できなくなるのではないか。

事務局 すでに法律は改正されており、現在は2年間の経過措置として相対が認められている状態ですが、相対が無くなった後、農業委員会では、貸手から公社、公社から借手の両方を一括して審議することになると考えられます。

▼ ▼ 委員 もし、貸手から公社のみを審議するとなれば、意味がないのではと
考えていたが、そういうことであれば納得した。

会 長 ほかにご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

会 長 ほかにご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集
積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、５９番と６０番及び６１番を除
き、異議については、ないものといたします。続きまして、５９番と
６０番について審議いたしますので、◆◆委員は退室をお願いします。
す。

<◆◆委員退室>

会 長 それでは、５９番と６０番について、ご意見、ご質問等があれば承
りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計
画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、５９番と６０番について、異議
はないものといたします。◆◆委員は入室をお願いします。

<◆◆委員入室>

会 長 続きまして、６１番について審議いたしますので、▽▽委員は退室
をお願いします。

<▽▽委員退室>

会 長 それでは、６１番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと
思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計
画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、61番について、異議はないものいたします。▽▽委員は入室をお願いします。

<▽▽委員入室>

会 長 改めまして、異議なしとのことですので、議案第4号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、議案第5号非農地証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 案第5号非農地証明書の交付について、ご説明いたします。

議案書は、35ページ、36ページとなります。

非農地証明の交付につきましては、主に、その土地が山林の様相を呈している場合や、自然災害により農地性を喪失し、復元することが著しく困難な場合など、農地法の適用を受けない農地とすることを目的としております。

今回、申請のありました農地につきましては、農用地区域外及び市街化区域外の遊休農地の内、その土地が山林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難、また、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても継続利用ができないと見込まれる場合の要件を満たしており、証明基準の1つに合致しております。

現況につきましては、1番については、3月25日に農業委員等と事務局が現地確認を行い、現地は山林の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であることを確認しております。

2番については、3月26日に農業委員等と事務局が現地確認を行い、現地は集団墓地の一角であり、非農地であることを確認しております。

以上のことから、その土地自体の事実状態に基づき、非農地証明の交付を行うものでございます。以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました交付申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

◇ ◇ 委 員 非農地証明は典型的な法律に基づかない業務であり、申請を受けた農地が耕作出来る農地であるかどうかということだと考えるが、農地かそうでないかではなく、保留ということもありえるのか。

事 務 局 ◇◇委員のおっしゃる通り、非農地証明は農地法に基づく事務ではありません。しかし多くの農地がある中で、長い年月のうちに耕作が出来なくなった農地は多く存在します。そうなった場合は基本的に転用の基準があれば転用していただくのですが、農地法施行以前に農地ではなくなっていた場合や災害によって農業を行えなくなった農地などについては、事務処理要領に従い、市民からの要望に応じて、非農地証明の申請を受けることがあります。申請を受けた後は現地調査を行い、農業委員、推進委員の意見も踏まえ、総会にかけたうえで、非農地証明書の交付を決めるということになります。

◇ ◇ 委 員 事務処理要領に従って事務を進めているということか。

事 務 局 その通りです。次回の総会で事務処理要領をご提供させていただきます。

☆ ☆ 委 員 非農地証明の申請者は非農地証明をどのように活用されるのでしょうか。

事 務 局 主に、地目変更のために用いられます。今回の申請では、申請者は墓じまいをしたいと考えておられたのですが、登記地目が墓ではなく農地だったため、墓じまいの手続きが出来ず、今回の非農地証明に至ったとのことでした。

会 長 ほかにご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

会 長 ほかにご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり交付することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第44号非農地証明書について、申請どおり交付することといたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。議案書の報告事項である、
第1号 農地法第3条の3の規定による受理について
第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第3号 農地法第5条の規定による許可の取消しについて

第4号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

事務局

事務局から一括して説明をお願いいたします。

報告事項第1号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、37ページから48ページです。

今回の受理件数は26件で、すべて相続により所有権を取得したものです。農業委員会へのあっせん希望については、ございませんでした。

報告事項第2号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、49ページから60ページです。

解約件数は27件で、解約面積は172,499.00㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

(解約理由は、1番・6番・8番は耕作者変更のため、2番・3番・7番・10番～23番は利用権設定のため、5番は期間延長のため、4番・25番は3条申請のため、9番は中間管理機構を介した賃貸借契約を行うため、24番・27番は5条申請のため、26番は自作のためとなっております。)以上でございます。

議案書61ページをご覧ください。

報告事項第3号農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて、ご報告いたします。申請人は令和6年2月14日に一般住宅敷地を目的に許可を受けましたが、土地の登記を連名にする必要が生じたことから、許可を取り消しし、今回、農地法5条許可の再申請を行ったものでございます。

報告事項第4号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは62ページから68ページまでです。

今回の受理件数は、4条が2件、5条が17件、合わせて19件、面積は合わせて23,318.52㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。

事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは64ページの5条の3番、4番、65ページの5番、7番、68ページの15番の計5件でございます。

会長

ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 特に何もないようですので、これもちまして、議案・報告事項の
議案審議を終了します。

会 長 次に、事務連絡等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 ただ今、説明がありました連絡事項及びその他事項について、ご意
見、ご質問等がありましたら、承りたいと思います。

会 長 それでは、令和6年度第1回富山市農業委員会月次総会を終わらせ
ていただきます。